

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和2年度	事業年度	令和元年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	児童クラブ負担金賦課徴収・滞納対策事務			整理番号	1005-068
前総合計画体系	政策	第2章 やさしく健やかな東みよし		担当部署	福祉課
	基本施策	3 子育て支援の充実		所属長	住友 光弘
	単位施策	(2) 地域における子育て支援の充実		電話番号	82-6306
根拠法令等	児童福祉法第6条の3第2項 東みよし町放課後児童健全育成事務の実施に関する規則				
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 補助金等				
事業継続年数	事業開始年度	平成13年度	<input type="checkbox"/> 5年以内 <input type="checkbox"/> 6年～10年 <input checked="" type="checkbox"/> 11年～20年 <input type="checkbox"/> 21年以上		

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	児童クラブ利用児童の保護者 児童クラブ負担金滞納者(過年度滞納者)	対象者	289人 19人
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	児童クラブ利用児童の保護者に対し、公平に応分の負担をしてもらう。 滞納者に児童クラブ負担金納付意識を高め、理解させ、速やかに納付させる。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	<p>負担金は土曜日利用無の場合1人年額36,000円、土曜日利用有の場合1人年額48,000円とし、中途入所の場合においては、土曜利用無：月額3,000円、土曜利用有：月額4,000円として年度末までの合計金額である。</p> <p>口座振替と納付書払いの2通りあり、入会申込時に口座利用者については口座の登録を行う。保護者には銀行窓口でも手続きを行ってもらう。毎月24日が振替日(原則)であるので、17日位に各金融機関にFD又は、DVD又は紙ベースで依頼する。納付書利用者については、入会時に年間の納付書を作成して入会承諾書と一緒に発送する。収納は各金融機関及び個人から結果が戻ってからパソコンに入力する。振替できなかった者については、納付書を発送する。未納者には毎月20日に督促状を保護者へ通知する。</p> <p>滞納者については、催告通知後、納付されていない未納者の自宅に電話連絡、戸別訪問により納付を促す。児童手当現況時(毎年6月)や、来庁された際に、個別に滞納状況・児童手当からの徴収</p>		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<p>未納者19人のうち、7人は児童手当からの納付をしている。外12人については、戸別訪問や電話により納付をお願いしている。また、令和元年度の未納額のうち28,000円は、6月の児童手当から徴収予定。</p> <p>●令和元年度未納  屋間児童クラブ 4人 30,000円  足代児童クラブ 0人 0円                           加茂児童クラブ 2人 10,000円  三庄児童クラブ 3人 8,000円</p> <p>●平成17年度～平成30年度滞納額  屋間児童クラブ 428,600円  足代児童クラブ 19,600円   加茂児童クラブ  4,000円  三庄児童クラブ  0円</p>		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

	平成30年度	令和元年度(評価対象年度)	令和2年度(見込)
事業費【(a)～(e)の合計】	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>	0 <small>うち繰越分↓</small>
財源内訳	国庫支出金(a)		
	県支出金(b)		
	地方債(c)		
	その他(d)		
	うち受益者負担		
	一般財源(e)		
特定財源の名称・金額			
令和元年度経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分) 会計  款  項  目 経費なし。		
備考			